

平成30年度東北弁護士会連合会定期弁護士大会
シンポジウム
「東北地方における成年後見制度
利用促進のための課題と対策」

1

登壇者のご紹介

2

パネリスト

青森県立保健大学 准教授

石田 賢哉 様

いしだ けんや

3

石田 賢哉 准教授

- 公立大学法人青森県立大学健康科学部社会福祉学科
- 社会福祉士・精神保健福祉士
- 研究キーワード：精神障害者・地域生活・QOL
- 平成23年度には青森市を対象とする成年後見制度需要に関する実態調査において集計分析に携わる

「実態調査からみる青森市内の成年後見制度利用支援事業の現状と課題－青森市の介護保険サービス利用者を対象にして－」（青森県立保健大学雑誌16巻23頁）

4

パネリスト

埼玉弁護士会所属 弁護士

水島 俊彦 様

みずしま としひこ

5

水島 俊彦 弁護士

- 平成29年度から日本弁護士連合会高齢者障害者権利支援センター成年後見・意思決定支援部会（3部会）部会長
- 平成30年2月までの2年間、法テラス八戸法律事務所に勤務
- 在任中は青森県弁護士会高齢者・障がい者の権利に関する委員会委員、八戸市市民後見推進協議会委員
- 八戸圏域連携中枢都市圏を構成する市町村の高齢・障害部署の職員有志により結成される八戸圏域成年後見プロジェクトチーム座長
- 同PTが平成29年に実施した八戸圏域の成年後見制度に関する実態把握調査を主導（八戸市市民後見推進協議会ホームページにて公開）
- 平成30年7月から成年後見制度利用促進専門家会議委員

6

アンケート報告者

青森県弁護士会所属 弁護士

舟城 善貴 / 保土澤 史教
ふなき よしたか ほどさわ ふみのり

平成30年度東北弁連大会シンポジウム実行委員

7

下川原利也1

第0部（イントロ） アンケート・シンポジウム 趣旨説明

8

コーディネータ

青森県弁護士会所属 弁護士

下川原 利也

しもかわら としや

9

コーディネータ自己紹介

- 平成30年度東北弁連大会シンポジウム実行委員長
- 青森県弁護士会「青森県内における成年後見事件の概況調査」責任者
- 青森県八戸市出身
- 青森県弁護士会所属（新62期）
- 青森県弁護士会高齢者・障がい者の権利に関する委員会委員
- 八戸圏域成年後見プロジェクトチーム
- 同PTが平成29年に実施した八戸圏域の成年後見制度に関する実態把握調査の分析検討を担当

10

「青森県内における成年後見事件の概況調査」実施報告

•目的

青森県内全域における
成年後見制度利用の 需要 / 支援 / 担い手
の実態を把握すること。

11

アンケート実施のきっかけ

①親族後見人の不正調査で思ったこと

親族はその権限・義務をよく理解しないままに後見事務を強いられている

親族は後見事務に関する疑問を誰にも相談できず孤独を抱えている

②ケース会議への派遣で思ったこと

29年度～法テラスがケース会議への弁護士派遣費用を助成（試行）

チームによる支援は本人・後見人等にとって有用

行政の職員も支援の方針や手続きについての相談先に困っている

都市部から離れると後見人等の担い手は本当に少ない

12

アンケート実施のきっかけ

③八戸圏域成年後見PTによる先行調査の実施

- ・ 時期：平成29年5月
- ・ 地域：八戸圏域8市町村
- ・ 対象：高齢・障害福祉事業所、専門職

八戸市市民後見推進協議会ホームページにて公開

「平成29年度 八戸圏域の成年後見制度に関する実態把握調査について」

13

アンケート実施のきっかけ

③八戸圏域成年後見PTによる先行調査の実施

※ 「要支援者」の定義（本調査でも踏襲）

「要支援者」 = 「判断能力が不十分」

+

「具体的な生活上の支障がある」

14

アンケート実施のきっかけ

③八戸圏域成年後見PTによる先行調査の実施

- ・人口約33万人に対する要支援者数は1,000人以上
- ・要支援者のうち1/4は親族の協力得られない
- ・要支援者のうち1/4は経済的に困窮
- ・要支援者のうち1割程度が成年後見制度の利用を準備・検討
- ・後見人等対応可能な専門職は約50人、後見人等のキャパシティ約200件

→調査範囲・調査事項の拡大の必要性

15

アンケートの実施報告

●青森県の概要

市町村数 計40 (10市 22町 8村)

人口 1,278千人 (平成29年10月1日時点)

うち65歳以上人口 407千人 高齢化率 31.8%
(全国平均 27.7%)

平成29年成年後見制度利用件数 323件

うち市町村長申立件数 119件 総数に占める割合 36.8%
(全国平均 19.8%)

16

アンケートの実施報告

- アンケート対象者

青森県内の高齢者・障害者福祉事業所

青森家庭裁判所

青森県内市町村の高齢者・障害者担当部署

青森県内市町村の社会福祉協議会

青森県内の弁護士・司法書士・社会福祉士

17

アンケートの実施報告

- 実施方法

郵送・FAX・メール（発送元・対象者に応じて）

- スケジュール

平成29年9月～平成30年1月 関係各所との協議・アンケート作成

平成30年1月～2月 発送・回収

3月 集計

4月 分析・検討

5月 報告書作成

18

シンポジウムの進行について

第1部 成年後見制度の需要・利用状況・申立支援に関する課題

- アンケート報告（前半）
 - ・ 福祉事業所：要支援者の数・属性等
 - ・ 家庭裁判所：制度利用数・利用者の属性等
 - ・ 市町村：手続支援・費用助成等
- ディスカッション

19

シンポジウムの進行について

第2部 成年後見制度の担い手拡大に関する課題

- アンケート報告（後半）
 - ・ 市町村：市民後見の活用状況等
 - ・ 社会福祉協議会：法人後見の活用状況等
 - ・ 専門職：受任状況・報酬等
- ディスカッション

20

シンポジウムの進行について

第3部 成年後見制度の多職種・広域連携に関する課題

- 事例紹介
- ディスカッション

21

第1部 成年後見制度の需要・利用状況・申立支援に関する課題

22

成年後見制度利用に関する アンケート結果の報告

(需要・利用状況・行政支援等)

青森県弁護士会 舟城 善貴

23

青森県内の成年後見人等申立件数

| 年度 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 申立 | 327 | 397 | 370 | 383 | 418 |

資料27頁

24

青森県内の要支援者数とその生活上の支障の内容

| | | (人) |
|-------|---------------------------------------|-------|
| 法律行為 | 消費者被害にあったことがある、現に悪徳業者につきまとわれている | 141 |
| | 不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない | 2,682 |
| | 診療契約やサービス利用契約を理解できず、手続が進まない | 1,903 |
| 財産管理等 | 本人名義の不動産等の資産の管理が適切ではない | 205 |
| | 税金や施設利用料等の支払いを現に滞納しているが、適切に対応できない | 200 |
| | 商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない | 394 |
| 虐待被害等 | 預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている又はその疑いがある | 206 |
| | 虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある | 95 |
| | 必要な医療・介護・福祉サービスの利用を全部又は一部拒否している | 243 |
| その他 | その他、困難な事情があるが、適切に対応できていない | 944 |
| 合計 | | 7,013 |

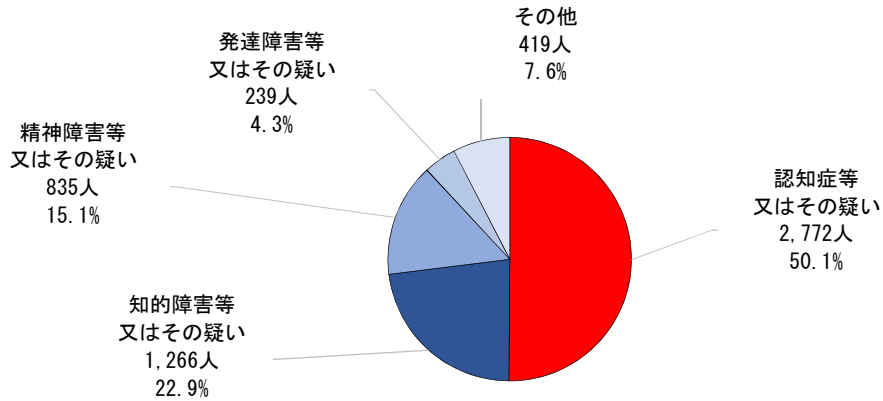
資料14頁 25

要支援者のうち親族の協力が得られない人数

| | |
|--------------------|--------|
| 要支援者の数 | 7,013人 |
| 親族の協力を得るのが難しい状況にある | 1,764人 |
| 親族はいるが協力を得ることが困難 | 963人 |
| 身寄りがない・親族が遠方 | 801人 |

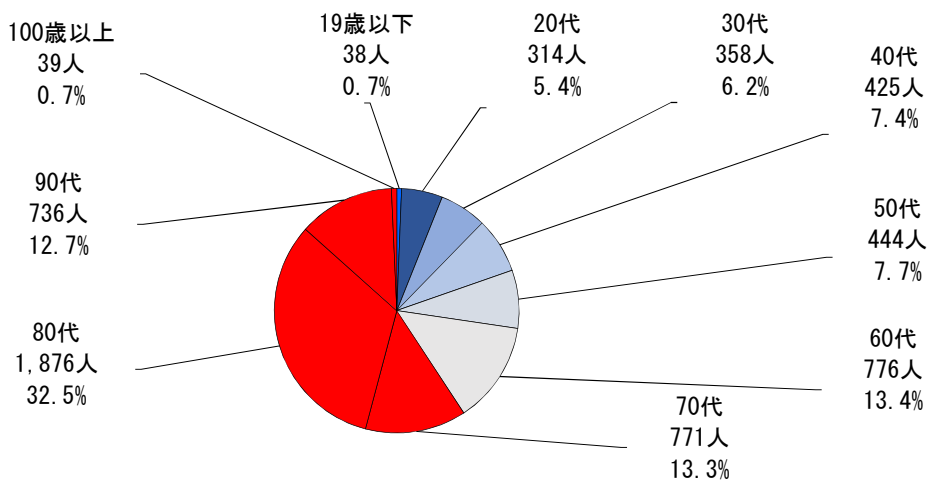
資料17頁 26

要支援者の主要な障害類型



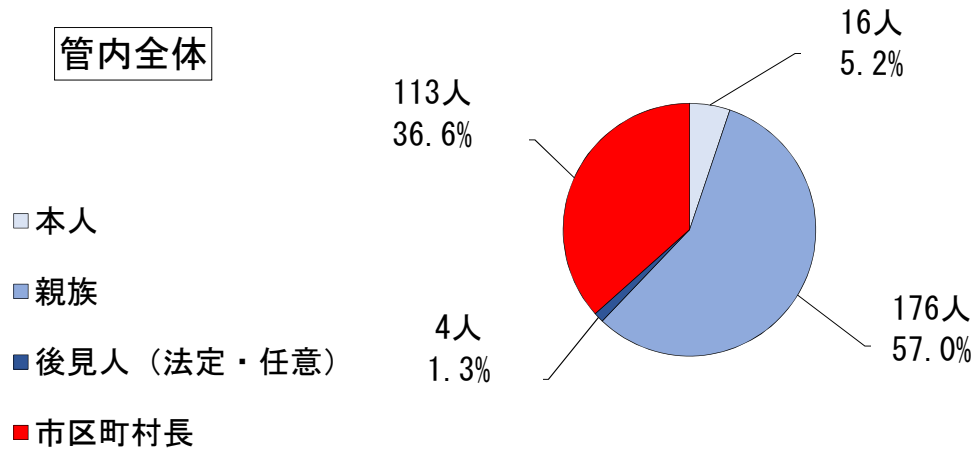
資料15頁 27

要支援者の年齢



資料15頁 28

成年後見人等選任申立にかかる申立人の属性



29

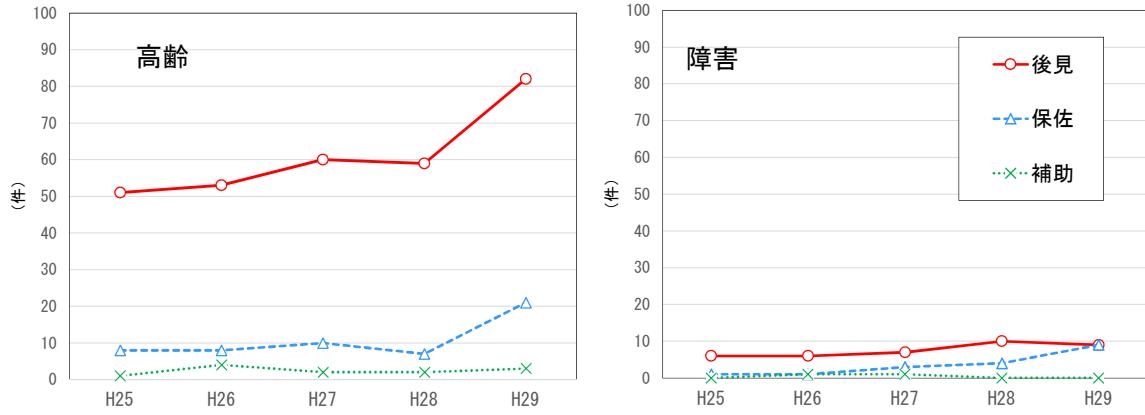
青森県内市町村における市町村長申立要綱整備状況

| (単位：市町村) | 高齢 | 障害 |
|----------|----|----|
| 実施している | 35 | 30 |
| 実施していない | 3 | 8 |

資料53頁

30

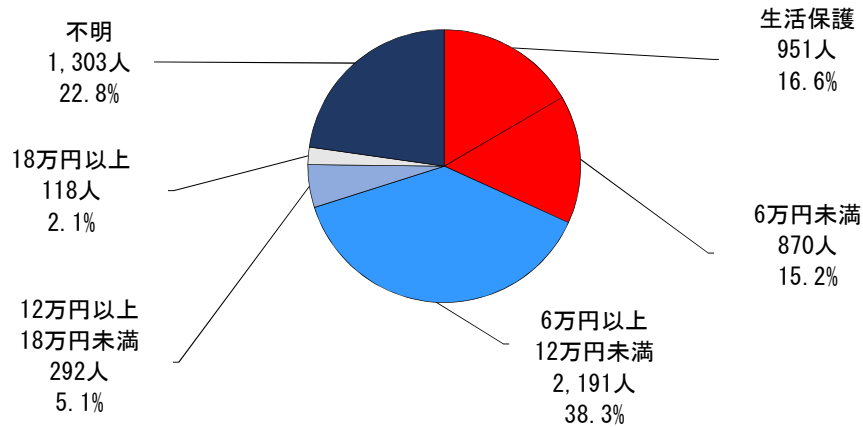
市町村長申立実績



* 県全体で見れば一定の市町村長申立の実績もあるが、申立件数の多い5市町村だけで8割を占めており、全く申立を行っていない市町村も半数程度あるため、偏りが大きい。

資料54頁 31

要支援者の収入状況



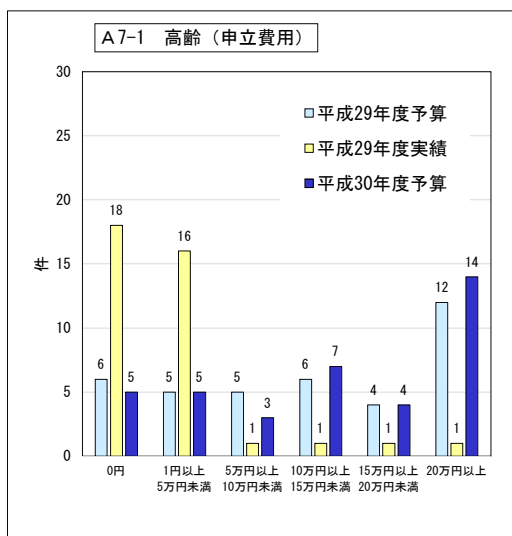
資料16頁 32

青森県内市町村における 成年後見制度利用支援事業実施状況

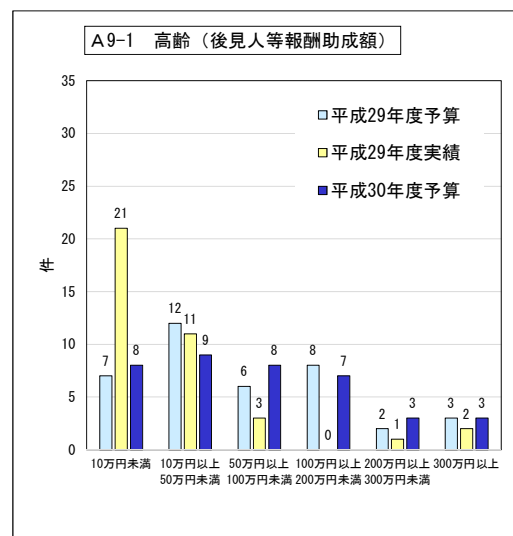
| (単位：市町村) | 高齢 | 障害 |
|----------|----|----|
| 実施している | 37 | 34 |
| 実施していない | 1 | 4 |

資料43頁
33

申立費用及び後見費用の予算及び実績



資料48頁



資料50頁

34

成年後見制度利用支援事業の要件 (申立助成)

| (単位：市町村) | 高齢 | 障害 |
|------------------------------------|----|----|
| 生活保護受給者又はそれに準ずる者であること | 25 | 23 |
| 市町村申立であること | 19 | 18 |
| 身寄りのない者であること | 5 | 6 |
| 福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者であること | 0 | 2 |
| その他 | 12 | 10 |

資料44頁

成年後見制度利用支援事業の要件 (後見人報酬助成)

| (単位：市町村) | 高齢 | 障害 |
|------------------------------------|----|----|
| 生活保護受給者又はそれに準ずる者であること | 35 | 31 |
| 市町村申立であること | 17 | 17 |
| 身寄りのない者であること | 5 | 5 |
| 福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者であること | 0 | 0 |
| その他 | 15 | 12 |

資料46頁

36

成年後見制度の普及・啓発事業

| (単位：市町村) | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| パンフレットの作成配布 | 高齢 | 10 | 8 | 8 | 8 | 9 | 12 |
| | 障害 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| 制度説明会・勉強会の開催 | 高齢 | 5 | 4 | 6 | 5 | 8 | 7 |
| | 障害 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| 相談会の開催 | 高齢 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 障害 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| その他 | 高齢 | 5 | 3 | 4 | 8 | 6 | 6 |
| | 障害 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

資料51頁
37

(1) 要支援者の人数・属性 利用状況とのギャップについて

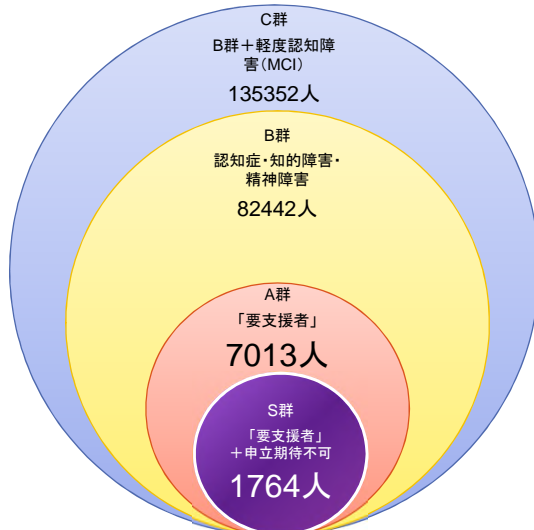
•水島さんへの質問

アンケート報告（前半）を受けての感想・分析など

38

埋もれたニーズの発見と見極め 青森県内における後見的支援の需要調査から(H30.5)

※本調査における「要支援者」とは、介護保険におけるそれとは異なり、「判断能力が不十分で、かつ、一定類型に該当することにより、現に生活に支障が生じているもの」を指す。「要支援者」に対しては、成年後見制度を含めた何らかの後見的支援が要に必要とされている。



<基礎データ>

青森県人口 約130万人(青森県統計分析課H29.3推計)

↓

B群 特定領域における判断能力が不十分と推測される人
82442人

<内訳>

58800人 認知症者数推計

(H27 あおもり高齢者すこやか自立プラン2015/厚労省
研究班による有病率推定値15%)

12323人 知的障害手帳(愛護手帳)保持者

(H28.3 青森県障害者相談センター業務概要)

11319人 精神保健福祉手帳保持者

(H29.3 平成28年青森県保健統計)

+

52910人 軽度認知障害(MCI)

(65歳以上高齢者407000人×厚労省研究班による有病
率推定値13%)

=C群 135352人(B群+MCI推計)

<本件調査(回答率44.1%)>

A群 7013人 要支援者(判断能力不十分+生活支障あり)

S群 1764人 A群+申立てに協力できる親族がいない

※1821人 A群+生活保護又は月収6万円以下の収入
(=申立て費用・第三者後見報酬の支払困難)

H29年 首長申立件数 119件/申立総件数418件

39

(1) 要支援者の人数・属性 利用状況とのギャップについて

●石田さんへの質問

事業所アンケートの事業所の種別・類型に着目した分析結果について

(1) 要支援者数と利用状況のギャップについて

<事業所の特徴について>

報告書18～21ページご参照ください。

返信のあった施設・事業所を対象に、
事業所種別を「老人福祉」「障害者福祉」に分類
(根拠法で)

全体

①成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数 = **351人**

②将来的に成年後見の利用が必要になると考えられる対象者数 = **958人 (報告書未掲載)**

41

(1) 要支援者数と利用状況のギャップについて

①成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数 (全体351人)

| 老人福祉 | | | | 障害者福祉 | | | |
|------|------|------|--------------|-------|------|------|--------------|
| 該当件数 | 事業所数 | 累積% | 該当件数×事業所数 | 該当件数 | 事業所数 | 累積% | 該当件数×事業所数 |
| 0 | 360 | 82.4 | 0 | 0 | 206 | 85.5 | 0 |
| 1 | 48 | 93.4 | 48 | 1 | 24 | 95.4 | 24 |
| 2 | 20 | 97.9 | 40 | 2 | 4 | 97.1 | 8 |
| 3 | 4 | 98.9 | 12 | 3 | 1 | 97.5 | 3 |
| 4 | 4 | 99.8 | 16 | 4 | 1 | 97.9 | 4 |
| 6 | 1 | 100 | 6 | 5 | 1 | 98.3 | 5 |
| 合計 | | | 122 | 7 | 1 | 98.8 | 7 |
| | | | 34.8% | 10 | 1 | 99.2 | 10 |
| | | | | 12 | 1 | 99.6 | 12 |
| | | | | 13 | 1 | 100 | 13 |
| | | | | 合計 | | | 86 |
| | | | | | | | 24.5% |

42

(1) 要支援者数と利用状況のギャップについて

②将来的に成年後見の利用が必要になると考えられる対象者数 (全体958人)

| 老人福祉 | 該当件数 | 事業所数 | 累積% | 該当件数×事業所数 |
|------|------|------|------|-----------|
| | 0 | 151 | 65.9 | 0 |
| | 1 | 36 | 81.7 | 36 |
| | 2 | 23 | 91.7 | 46 |
| | 3 | 11 | 96.5 | 33 |
| | 4 | 5 | 98.7 | 20 |
| | 5 | 2 | 99.6 | 10 |
| | 10 | 1 | 100 | 10 |
| 合計 | | 229 | | 155 |

16.2%

| 障害者福祉 | | | |
|-------|------|------|-----------|
| 該当件数 | 事業所数 | 累積% | 該当件数×事業所数 |
| 0 | 50 | 42 | 0 |
| 1 | 19 | 58 | 19 |
| 2 | 11 | 67.2 | 22 |
| 3 | 5 | 71.4 | 15 |
| 4 | 6 | 76.5 | 24 |
| 5 | 6 | 81.5 | 30 |
| 6 | 3 | 84 | 18 |
| 7 | 3 | 86.6 | 21 |
| 8 | 2 | 88.2 | 16 |
| 9 | 2 | 89.9 | 18 |
| 10 | 1 | 90.8 | 10 |
| 12 | 1 | 91.6 | 12 |
| 13 | 1 | 92.4 | 13 |
| 14 | 1 | 93.3 | 14 |
| 17 | 1 | 94.1 | 17 |
| 20 | 2 | 95.8 | 40 |
| 26 | 1 | 96.6 | 26 |
| 30 | 2 | 98.3 | 60 |
| 36 | 1 | 99.2 | 36 |
| 42 | 1 | 100 | 42 |
| 合計 | 119 | | 453 |

45.9%

43

(1) 要支援者数と利用状況のギャップについて

③成年後見制度の申し立てに向けて、準備・検討を進める上での支障内容

表19 成年後見制度の申し立てに向けて、準備・検討を進める上での支障内容

(単位：施設・事業所)

| | 青森県経由 | | 青森市経由 | | 地域包括支援センター | | 日常生活自立支援事業 | | 病院 | |
|------------------------|-------|--------|-------|--------|------------|--------|------------|--------|-----|--------|
| | N=46 | | N=68 | | N=20 | | N=5 | | N=8 | |
| 成年後見申立費用を工面するのが困難である。 | 8 | 17.4% | 9 | 13.2% | 3 | 15.0% | 1 | 20.0% | 1 | 12.5% |
| 本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが | 8 | 17.4% | 8 | 11.8% | 4 | 20.0% | 2 | 40.0% | 1 | 12.5% |
| 本人が成年後見制度の利用を拒否している。 | 6 | 13.0% | 7 | 10.3% | 9 | 45.0% | 0 | | 2 | 25.0% |
| 申立人(親族)の協力が得られない。 | 18 | 39.1% | 23 | 33.8% | 6 | 30.0% | 3 | 60.0% | 5 | 62.5% |
| 首長申立が進まない。 | 4 | 8.7% | 3 | 4.4% | 2 | 10.0% | 1 | 20.0% | 2 | 25.0% |
| 後見人候補者の確保が困難である。 | 8 | 17.4% | 8 | 11.8% | 4 | 20.0% | 0 | | 1 | 12.5% |
| 成年後見申立のための資料収集が困難である。 | 4 | 8.7% | 4 | 5.9% | 5 | 25.0% | 0 | | 2 | 25.0% |
| その他の支障がある。 | 5 | 10.9% | 13 | 19.1% | 4 | 20.0% | 3 | 60.0% | 3 | 37.5% |
| 特に支障となっている点はない。 | 12 | 26.1% | 21 | 30.9% | 6 | 30.0% | 0 | | 2 | 25.0% |
| 合計 | 73 | 158.7% | 96 | 141.2% | 43 | 215.0% | 10 | 200.0% | 19 | 237.5% |

44

(1) 要支援者数と利用状況のギャップについて

③成年後見制度の申し立てに向けて、準備・検討を進める上での支障内容

表36 成年後見制度の支障内容

| | 老人福祉 (N=83) | | 障害者福祉 (N=39) | |
|------------------------------|-------------|--------|--------------|--------|
| | 事業所数 | % | 事業所数 | % |
| 成年後見申立費用を工面するのが困難である。 | 11 | 13.3% | 6 | 15.4% |
| 本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難である。 | 9 | 10.8% | 8 | 20.5% |
| 本人が成年後見制度の利用を拒否している。 | 14 | 16.9% | 7 | 17.9% |
| 申立人（親族）の協力が得られない。 | 27 | 32.5% | 13 | 33.3% |
| 首長申立が進まない。 | 5 | 6.0% | 2 | 5.1% |
| 後見人候補者の確保が困難である。 | 12 | 14.5% | 6 | 15.4% |
| 成年後見申立のための資料収集が困難である。 | 10 | 12.0% | 3 | 7.7% |
| その他の支障がある。 | 13 | 15.7% | 8 | 20.5% |
| 特に支障となっている点はない。 | 29 | 34.9% | 9 | 23.1% |
| 合計 | 130 | 156.6% | 62 | 159.0% |

45

(1) 要支援者数と利用状況のギャップについて

④成年後見制度の申し立てに向けて、準備・検討を進める上での支障内容

表36 成年後見制度の支障内容

| | 老人福祉 (N=83) | | 障害者福祉 (N=39) | |
|------------------------------|-------------|--------|--------------|--------|
| | 事業所数 | % | 事業所数 | % |
| 成年後見申立費用を工面するのが困難である。 | 11 | 13.3% | 6 | 15.4% |
| 本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難である。 | 9 | 10.8% | 8 | 20.5% |
| 本人が成年後見制度の利用を拒否している。 | 14 | 16.9% | 7 | 17.9% |
| 申立人（親族）の協力が得られない。 | 27 | 32.5% | 13 | 33.3% |
| 首長申立が進まない。 | 5 | 6.0% | 2 | 5.1% |
| 後見人候補者の確保が困難である。 | 12 | 14.5% | 6 | 15.4% |
| 成年後見申立のための資料収集が困難である。 | 10 | 12.0% | 3 | 7.7% |
| その他の支障がある。 | 13 | 15.7% | 8 | 20.5% |
| 特に支障となっている点はない。 | 29 | 34.9% | 9 | 23.1% |
| 合計 | 130 | 156.6% | 62 | 159.0% |

46

(2) 福祉関係者・親族・行政に対する 支援の必要性

•水島さんへの質問

福祉事業所や要支援者の親族のために求められる
支援について

47

ケア会議(高齢者)

with 日常+包括+CM+ヘルパー+デイ+親族など



48

支援調整会議(障がい者) with 相談支援+生保+保健師+NPO+本人など



49

(2) 福祉関係者・親族・行政に対する 支援の必要性

•石田さんへの質問

行政の取り組みを推進するために求められる支援
について

50

(2) 福祉関係者・親族・行政に対する 支援の必要性

- 行政で抱えている問題
→システムの問題→結果として担当職員の力量
- 福祉専門職ができること・やるべきこと
- →そもそもの問題として。
- →使ってどうなるの？という素朴な疑問

提案1：行政職員と福祉専門職がお互いの仕事を知ること（そのような機会を設ける）

提案2：障害者自立支援協議会の活用、地域福祉計画に組み込む等

提案3：今回の報告書を使って行政と福祉関係者が話し合い、自治体の課題を考えてみてよいのでは？

51

(3) 経済的に困窮する要支援者への 支援の必要性

- 水島さんへの質問

成年後見制度利用支援事業（成年後見制度申立費用・後見人等報酬の助成制度）の活用状況について

52

(3) 経済的に困窮する要支援者への支援の必要性

•石田さんへの質問

成年後見制度利用支援事業の助成ニーズの把握を促進するための方策について

53

(3) 経済的に困窮する要支援者への支援の必要性

• 予算拡大の必要性 → 効果的 この調査結果でわかる

①そもそも地域に必要な人はどれくらいいるだろうか

②成年後見制度利用支援事業の運用の経験のない行政職員（0件の実績では語れないはず）

③少数のケースでまずは運用実績を積んでほしい。

④管理職クラスは当初予算よりも上回った場合、財務課に対して、補正予算で対処するような約束をとれるか。

54

(4) オブザーバーへの質問

- 舟城さんへの質問

55

第2部
成年後見制度の担い手拡大に
関する課題

56

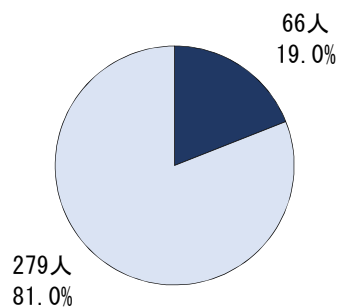
後見の担い手に関する 問題点の報告

青森県弁護士会 保土澤 史教

成年後見人等就任者の属性

A6-1 管内全体

| 第三者 | 人数 |
|---------|-----|
| 弁護士 | 88 |
| 司法書士 | 26 |
| 社会福祉士 | 113 |
| 社会福祉協議会 | 9 |
| 市民後見人 | 9 |
| その他法人 | 33 |
| その他個人 | 1 |



| 親族 | 人数 |
|------|----|
| 配偶者 | 4 |
| 親 | 4 |
| 子 | 37 |
| 兄弟姉妹 | 9 |
| その他 | 12 |

資料33頁

専門職後見人受任可能人数

| | 今後受任可能な件数 | | 現在の受任件数 | |
|-------|-----------|----------|---------|----------|
| | 小計 | 一人当たりの件数 | 小計 | 一人当たりの件数 |
| 司法書士 | 63 | 5.3 | 42 | 6.0 |
| 社会福祉士 | 197 | 5.5 | 148 | 4.6 |
| 弁護士 | 376 | 6.4 | 239 | 4.4 |
| 合計 | 636 | ----- | 429 | ----- |

資料94頁

成年後見人就任拒否理由

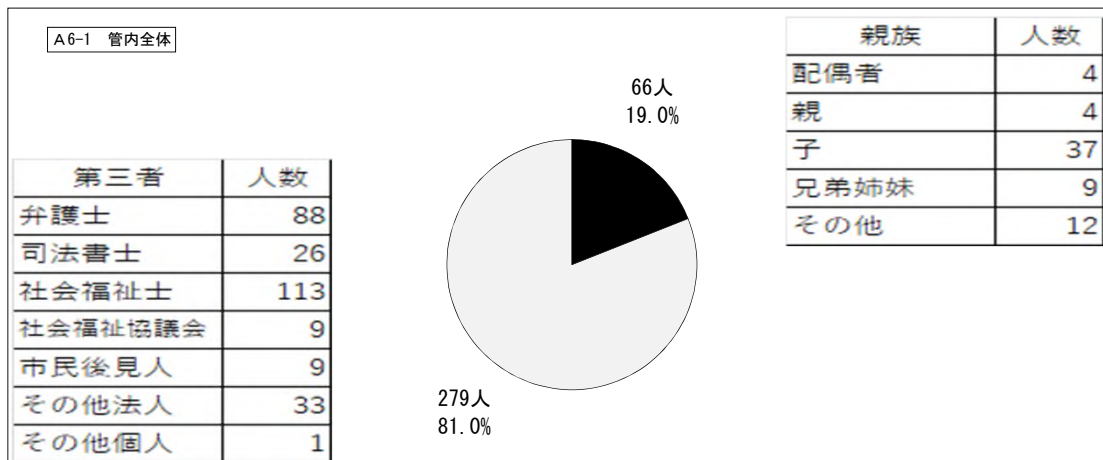
| (単位：件数) | 既に成年後見人等に就任しており、これ以上引き受けられない | 報酬が見込めない | 成年後見人等になった経験がない | 自分では対応困難な事例である | 会社・施設の都合上、受任件数の制限がある |
|---------|------------------------------|----------|-----------------|----------------|----------------------|
| 司法書士 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉士 | 11 | 2 | 1 | 2 | 4 |
| 弁護士 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 31 | 2 | 1 | 2 | 4 |

資料100頁

平成29年後見等申立認容件数

| | |
|--------|------|
| 青森本庁 | 105件 |
| 弘前支部 | 68件 |
| 八戸支部 | 54件 |
| 五所川原支部 | 25件 |
| 十和田支部 | 36件 |
| 野辺地出張所 | 11件 |
| むつ出張所 | 10件 |
| 合計 | 309件 |

成年後見人等就任者の属性（平成29年）



市民後見人養成講座申込状況等

| (単位：人) | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------|--------|--------|
| 各年度における申込人数 | 23 | 15 |
| 各年度における修了者人数 | 20 | 15 |
| 各年度において名簿に登録された者の数 | 13 | 5 |
| 年度末における名簿登録者の総数 | 99 | 117 |

資料55頁

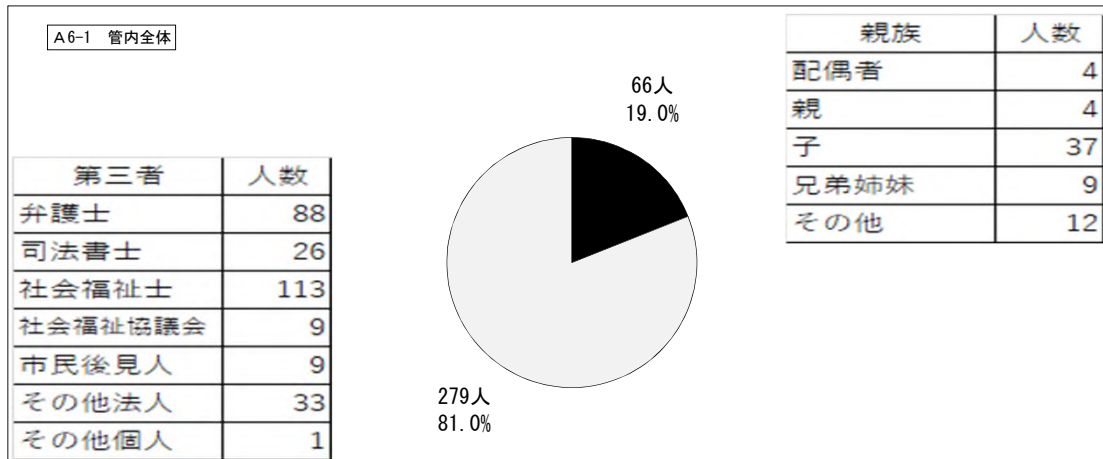
市民後見人養成研修実施状況

| | | |
|---------------|-------|-------|
| 実施している | 7市町村 | 資料55頁 |
| 実施していない | 14市町村 | |
| 当分の間実施する予定がない | 17市町村 | |

| | |
|------------|-------|
| 組織体制の整備が困難 | 10市町村 |
| 費用が確保できない | 9市町村 |
| ニーズがない | 3市町村 |
| 受け皿が足りている | 1市町村 |
| その他 | 4市町村 |

資料55頁

成年後見人等就任者の属性（平成29年）

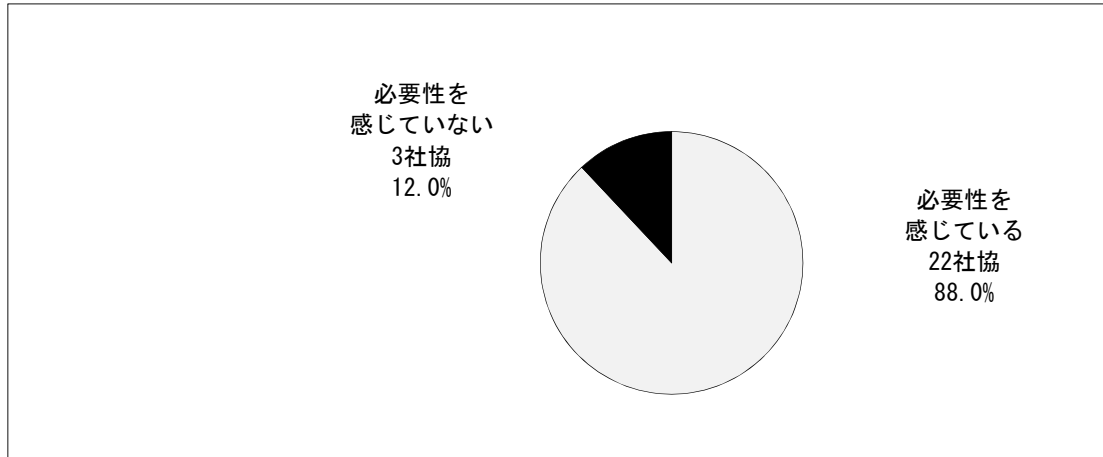


法人後見の実施体制の整備状況

| | 社協数 | 社協の内訳 |
|---------------------------|-----|---|
| 実施体制がある (以下「体制あり」) | 8 | 五所川原市, 十和田市, 平川市, 鱒ヶ沢町, 深浦町, 鶴田町, 中泊町, 七戸町 |
| 検討中である (以下「検討中」) | 7 | 弘前市, 八戸市, 野辺地町, 六戸町, 大間町, 東通村, 南部町 |
| 当分の間構築予定はない (以下「予定なし」) | 25 | 上記以外の社協 |

資料64頁

法人後見実施体制構築の必要性を感じているか



法人後見実施体制を構築しない理由

| 実施しない理由 | 社協数 |
|---------------------------|-----|
| 活動に係る人員が確保できない | 20 |
| 活動に係る予算が確保できない | 16 |
| 行政との調整ができていない | 15 |
| 実施に向けてどのように手続を進めてよいかわからない | 11 |
| 行政からの依頼がない | 4 |
| その他 | 1 |

(1) 専門職後見人の担い手と成年後見人等に
求められる「支援」

•石田さんへの質問

アンケート報告（後半）を受けての感想・分析、
専門職後見人のキャパシティについて

69

(1) 専門職後見人の受け皿と成年後見人等に求められ
る「支援」

専門職後見人の意識の特徴（特に福祉専門職）→熱
心な人たち

○ガイドラインやマニュアルの作成・浸透

○役割の明確化（ケアプランに組み込む）

◎何でも後見人がやれるわけではなく、普段の身の回りのことをケアしてく
れる支援者の存在

（後見人がすべきことと、直接支援の担当職員がすべきことが明確になっ
ていないとお互いにつかれてしまうだろう。）

70

(1) 専門職後見人の担い手と成年後見人等に求められる「支援」

•水島さんへの質問

身上監護・意思決定支援を重視する後見事務を推進する流れにおける、専門職後見人（特に法律専門職）の役割について

71

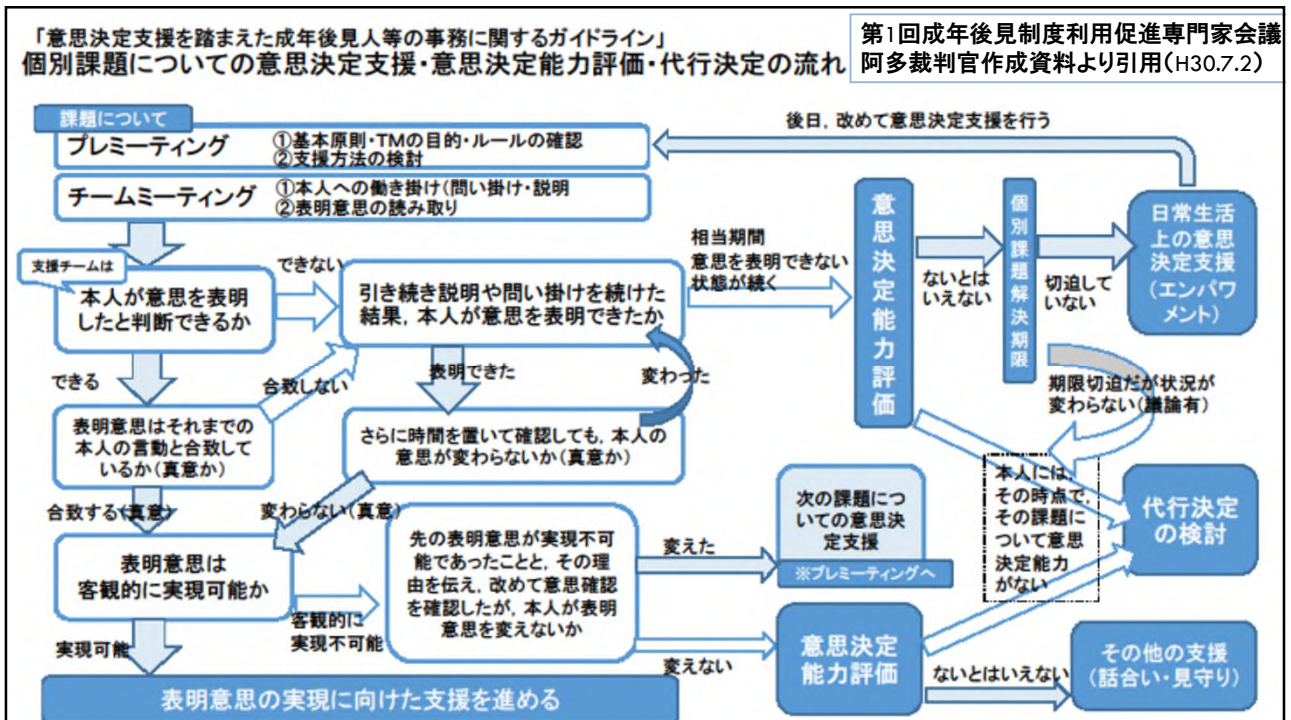
意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン H30.4

72

大阪家裁・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の協働により作成
(大阪意思決定支援研究会)

- 意思決定支援（支援付き意思決定）と代行決定とを明確に区別
- 南豪州SDMと英国MCAの融合モデル
- 意思決定支援の基本原則に沿ったファシリテーション型チーム会議を推奨
- 本ガイドラインの運用と民法858条（本人意思尊重義務）をリンクさせることにより、成年後見人等の選任・解任・辞任許可、後見人報酬等の算定に一定の影響を及ぼすことが想定されている。

https://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php



意思決定支援における基本視点

74

◆ 本人中心主義 (Person Centred)

- あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている = 対等なパートナーとして、意思決定の中心には常に本人がいる。
- 常に自問自答すること。
 - 本人が自己決定するためのベストチャンスを与えられているか?



- 1 環境はふさわしいか。決定を議論するのに適切な時期か
- 2 十分な時間をとって十分な情報や明確な選択肢が与えられているか
- 3 写真や映像等、本人が理解しやすい形で情報提供されているか
- 4 利益、不利益、予想される結果(見通し)を議論しているか

(2) 市民後見の拡大・法人後見の促進

•石田さんへの質問

市民後見人の拡大と活用に関する様々な課題への
取り組み方について

75

(2) 市民後見の拡大・法人後見の促進

①市民後見人の拡大と活用に関する課題の
解決に向けてどこから取り組めばよいか



市民後見人を対象に調査をする

○すぐに解決できそうな問題はすぐに解決をする。

○時間がかかる課題（構造的な課題）はじっくり
と話し合っていく

②マッチングについて→検証は必要
(特にうまくいかなかったケース)

76

(2) 市民後見の拡大・法人後見の促進

•水島さんへの質問

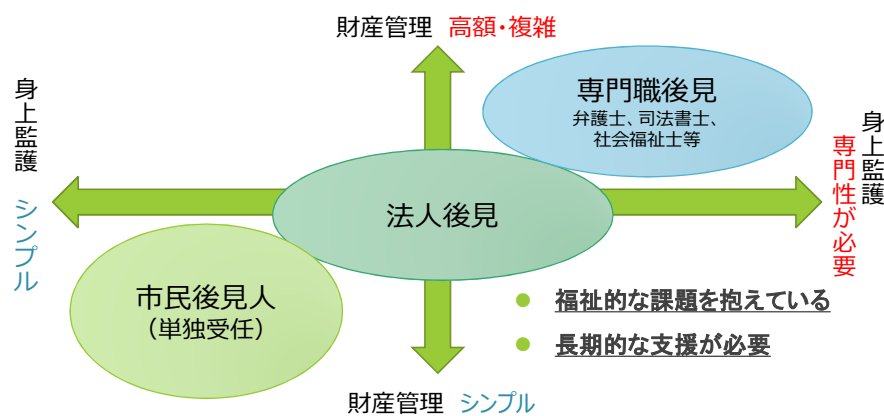
法人後見のメリット、市民後見との使い分けについて

市民後見・法人後見の人員・予算不足という課題に対する方策について

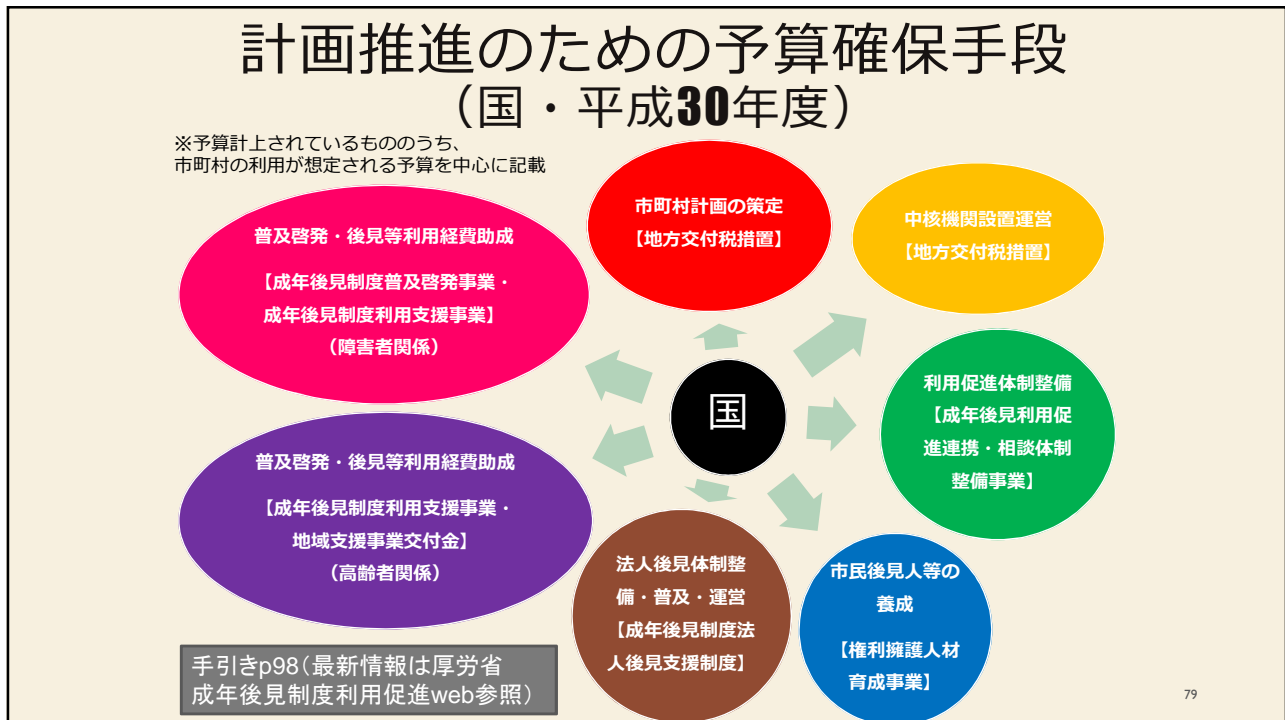
77

成年後見センターにおける法人後見、市民後見事業の取り組み

※第三者後見人の受任イメージ



78



(3) オブザーバーへの質問

- 保土澤さんへの質問

第3部 成年後見制度利用促進の多職 種・広域連携に関する課題

81

(1) 「地域連携ネットワーク」「中核機関」 とは？その概要と実例

•水島さんへの質問

地域連携ネットワーク・中核機関の構築運営に関
する先進的な取り組み事例について

82

地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き



事務局：公益社団法人日本社会福祉士会

成年後見制度利用促進室Webサイトで公開

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/taisei_seibi_tebiki_1.pdf

多数の先進地事例がまとめられています。

83

(2) 多職種による連携が成年後見制度利用促進にもたらす効果

•石田さんへの質問

需要の発見・相談・申立までの場面で多職種連携がもたらす効果について

84

(2) 多職種による連携が成年後見制度利用促進にもたらす効果

①多職種による連携によるメリット

- 申立までスムーズに展開されることが期待される。
(共通言語)
- ケースの支援について、共通の方向性や価値観を共有することが期待される。
- お互いの得意な分野、方法が分かる→多少なりとも負担の軽減につながることを期待される。

85

(2) 多職種による連携が成年後見制度利用促進にもたらす効果

•水島さんへの質問

担い手の拡大・質の向上の場面で多職種連携がもたらす効果について

地域連携ネットワークの中で法律専門職が担うべき役割について

86

成年後見人等のなり手拡大 成年後見制度利用支援事業要綱の改正

佐渡市成年後見利用支援事業

| | 改正前 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|-----------|-----------|------|------|--|-------|-------|----|---------|---------|---------|-----------|----|---------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 対象者 | <p>市長による後見申立に限定。</p> <p>以下の者を対象とする。</p> <p>①生活保護受給者 ②報酬を負担することにより生活保護レベル以下の収入になる者 ③報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者</p> | <p>本人、配偶者、親族等が後見申立を行った場合も助成対象。</p> <p>以下の収入及び資産要件をいずれも満たす者を助成対象とする。</p> <p>①市民税非課税世帯 かつ ②資産（流動資産）が350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）</p> <p>*市民税非課税世帯 【参考：個人住民税非課税ライン】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養人数</th> <th rowspan="2">合計所得</th> <th rowspan="2">給与収入</th> <th colspan="2">年金収入</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>280,000</td> <td>930,000</td> <td>980,000</td> <td>1,480,000</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>728,000</td> <td>1,378,000</td> <td>1,470,667</td> <td>1,928,000</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,008,000</td> <td>1,658,000</td> <td>1,844,000</td> <td>2,208,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※但し、個別事情によっては、世帯人数を柔軟に解釈する必要がある（特待事業等）</p> | 扶養人数 | 合計所得 | 給与収入 | 年金収入 | | 65歳未満 | 65歳以上 | 0人 | 280,000 | 930,000 | 980,000 | 1,480,000 | 1人 | 728,000 | 1,378,000 | 1,470,667 | 1,928,000 | 2人 | 1,008,000 | 1,658,000 | 1,844,000 | 2,208,000 |
| 扶養人数 | 合計所得 | 給与収入 | | | | 年金収入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 65歳未満 | 65歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0人 | 280,000 | 930,000 | 980,000 | 1,480,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1人 | 728,000 | 1,378,000 | 1,470,667 | 1,928,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2人 | 1,008,000 | 1,658,000 | 1,844,000 | 2,208,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報酬助成額 | <p>第三者後見人の報酬助成</p> <p>在宅 上限額 月額 28000円 施設 上限額 月額 18000円</p> | <p>第三者後見人の報酬助成</p> <p>在宅 上限額 月額 28000円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・予算 | 2件（平成22年度） | 該当可能性のある成年被後見人等は10件程度と予測（平成24年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

87

法人後見団体の確保・充実化 法人後見推進研修＋法人後見業務マニュアル



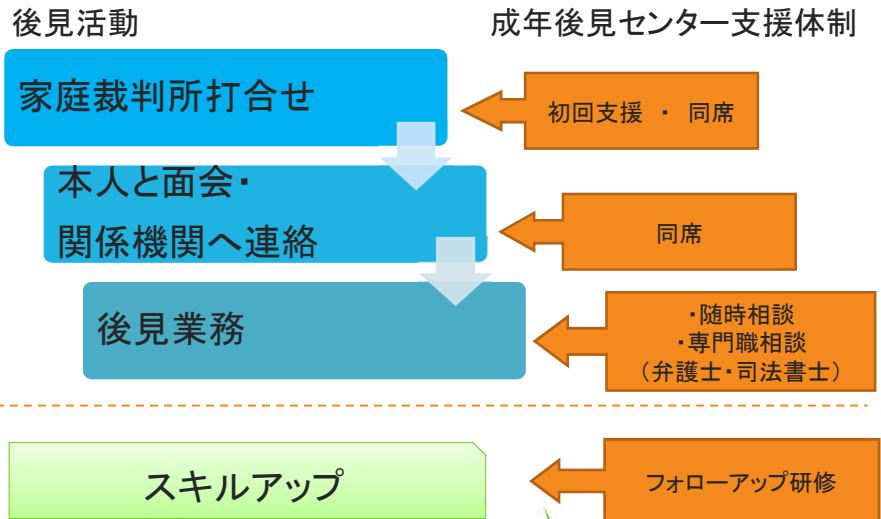
「法人後見業務マニュアル」
<http://www.pref.niigata.lg.jp/shougai/fukushi/1356806542531.html>

「市長村長申立マニュアル」
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356803576004.html>



88

市民後見人の養成に向けたセンター・専門職の関わり方



89

成年後見人等・専門職・支援者等による本人中心チームづくりと意思決定支援会議の運営



意思決定支援全国キャラバン
in青森の寸劇にて



90

(3) 広域連携が成年後見制度利用促進にもたらす効果

- 石田さんへの質問

広域連携の推進が成年後見制度利用促進にもたらす効果について

91

(3) 広域連携が成年後見制度利用促進にもたらす効果

町村職員の負担軽減につながることを期待される。

広域連携が機能するためには、基幹となるセンターがあれば、行政の担当職員が変わったとしても、地域として申立の仕組みが安定するのではないかと。また、技術的指導なども期待できるのではないかと。

広域連携が構築されると、仕組みが整備され、成年後見制度を必要としている人に制度・サービスがつながりやすくなることを期待される。

92

(3) 広域連携が成年後見制度利用促進にもたらす効果

- 水島さんへの質問

成年後見制度利用促進のため広域連携を推進する際の取り組みの入り口について
広域連携の推進の中で法律専門職が担うべき役割について

93

第4部 総括

94

(1) 石田さん総括

95

(1) 石田さん 総括・提言（調査分析担当として）

①実態調査、ニーズ調査の重要性

行政と民間が話し合う素材探し

「見える化」・・・データがないと行政は計画、予算化に組み込みにくい。 議論の素材としても必要

②さいごは「人」と「人」のつながり

- クライアントに接する可能性のある人全てに知ってほしい。
- 多少なりともコミュニケーションスキル、支援展開における概念は知っておいてもらいたい（ジョイニングくらいは）

96

うちの母です。家族としてはやっぱり幸せに生きてほしいということ
を素朴に願います。



このような不安な表情よりも



このような表情をたくさんみたい
です。間違いなくこれがアウトカム。

97

(2) 水島さん総括

98

(3) コーディネータ総括に代えて 需要調査実施後の八戸圏域の動向は？

- 八戸市成年後見センター（平成28年～）

成年後見制度・福祉サービス利用援助・日常生活自立支援事業に関する相談を実施

- 高齢者支援センター（平成30年～）

市内12か所に高齢者支援センター（地域包括支援センター）を設置して高齢者支援を拡充

- 八戸市成年後見関係機関連携促進ネットワーク会議（平成30年～）

八戸市成年後見センターを「中核機関」の一翼と位置づけ、広報機能・相談機能、後見人支援機能あり方についての検討を開始

平成31年度からは八戸圏域連携中枢都市圏8市町村が連携して市民後見人を養成予定

→実態が分かれば、実務が動く・変わる。

99

ご清聴ありがとうございました。

100